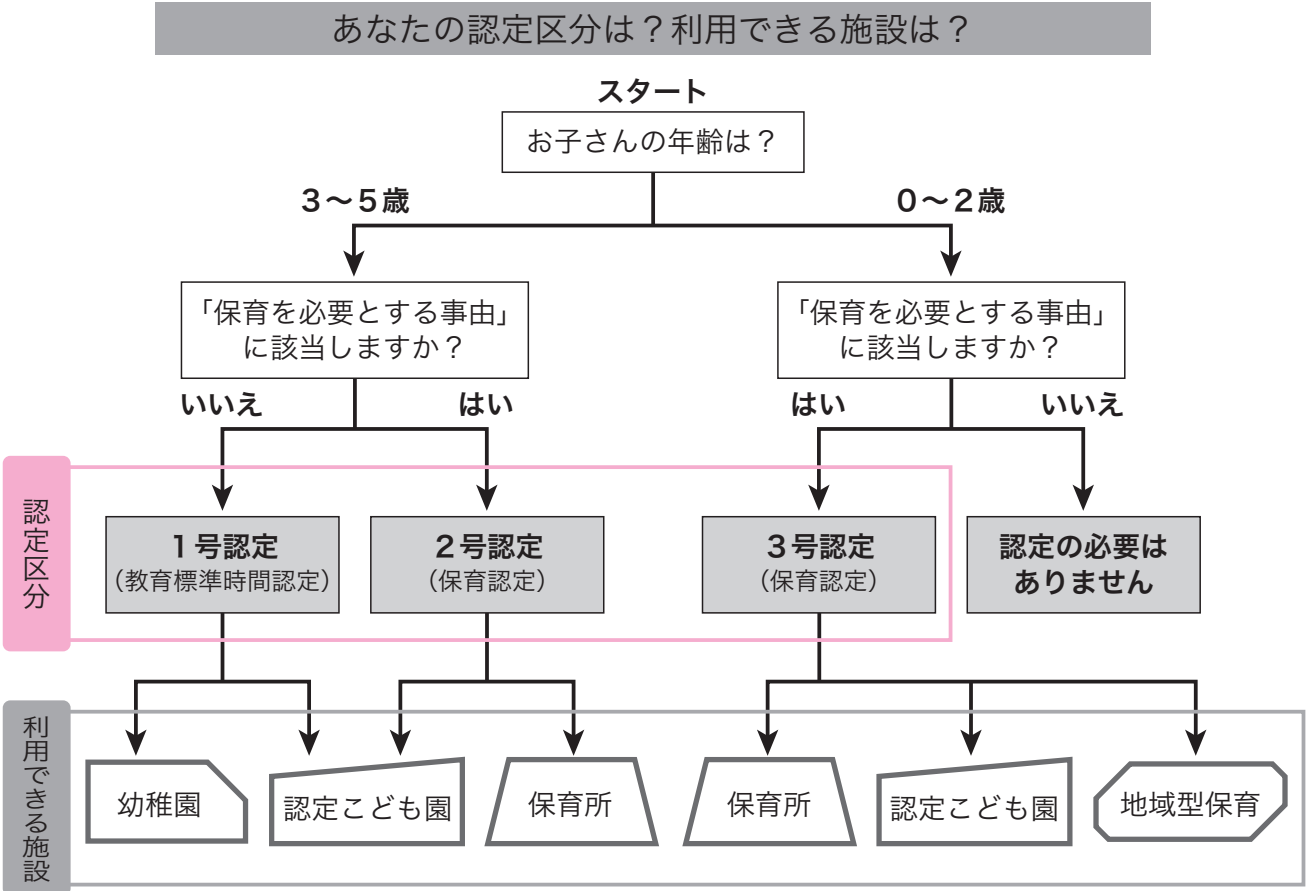


お知らせ

令和2年4月入所の幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育の入所(園)一斉申込について

◆幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育を利用するには、市の認定が必要です。
子ども・子育て支援新制度には3つの認定区分があります。入園を希望する方は、市からいずれかの「認定」を受け、その区分により利用できる施設が決まります。



認定区分		1号認定(教育部分)	2号認定(保育部分)	3号認定(保育部分)
対象となる子供		保育を必要としない満3歳以上の子供	保育を必要とする満3歳以上の子供	保育を必要とする満3歳未満の子供
施設区分	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	認定こども園	○	○	○
	地域型保育	—	△	○

※「保育を必要とする子供」とは、就労等により両親が家庭において保育できない状況にある子供をいいます。「集団生活や幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

◆保育を必要とする事由

- ①就労等(月64時間以上。ただし1日4時間以上(休憩時間を除く)かつ週4日以上)
- ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障碍 ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

◆市内幼稚園・保育所等一覧

☆公立幼稚園

名 称	所在地	電 話	預かり保育
大宮幼稚園	姥賀町607-7	53-1901	○
おがわ幼稚園	上小瀬941-1	56-2415	○

☆公立保育所

名 称	所在地	電 話	延長保育	一時預かり
大賀保育所	小祝238	53-0387	○	○
山方保育所	山方3360	57-2053	○	○

☆公立認定こども園

名 称	所在地	電 話	預かり保育	延長保育	一時預かり
(仮)美和認定こども園	高部2044	58-2649	○	○	○

☆私立保育園

名 称	所在地	電 話	延長保育	休日保育	一時預かり
大宮聖愛保育園	上町367-7	52-0235	○		○
さくら保育園	上岩瀬382	53-4789	○		○
ひまわり保育園	石沢1920-1	52-1860	○		○
あゆみ保育園	東野3182-6	52-0830	○	○	○
大宮みのり保育園	小野2129-2 ※移転予定あり	53-3025	○	○	○
大宮聖慈保育園	野中町3266-3	52-2035	○		○
野上保育園	野上1271-1	57-2808	○	○	○
緒川げんき保育園	下小瀬398	54-3122	○	○	○

☆私立認定こども園

名 称	所在地	電 話	預かり保育	延長保育	休日保育	一時預かり
若草幼稚園	石沢1468-4	52-1611	○	○		○
御前山認定こども園	野口1294	55-2606	○	○	○	○

☆地域型保育

名 称	所在地	電 話	延長保育	休日保育	一時預かり
フロイデ キンダーガルテン	下町142-1	55-8181	○	○	○
きらきら保育園	石沢1240-1	58-8500	○		

☆認可外保育所

名 称	所在地	電 話
共同子育て どんぐりくらぶ	泉660	53-1711
聖愛チルドレン	上町369-1	52-0235

※施設の詳しい保育内容等については、各園または市ホームページをご覧ください。
※事前に施設の見学等を行い、熟慮したうえで入園申込の手続きを行ってください。

◆入所(園)申込みについて

<幼稚園・認定こども園(教育部分)>

区 分		公立幼稚園		公立認定こども園	私立認定こども園	
		大宮	おがわ	美和	若草幼稚園	御前山認定こども園
募集年齢・ 募集人員	満3歳児	－	－	若干名	6名程度	若干名
	3歳児	－	－	若干名	20名	若干名
	4歳児	40名	20名	若干名	10名	若干名
	5歳児	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
年齢区分		満3歳児(平成29年4月2日生～) 3歳児(平成28年4月2日～平成29年4月1日までに生まれた幼児) 4歳児(平成27年4月2日～平成28年4月1日までに生まれた幼児) 5歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日までに生まれた幼児) ※(仮)美和認定こども園の願書は美和保育所で配布・提出。				
入園願書配布・受付 場所及び受付期間		願書は各幼稚園で配布(10月中旬以降)。 願書等も各幼稚園への提出(土日・祝日を除く)。 定員に満たない場合は受付期間以降も申込可能。				
		10月21日(月)～31日(木) 9:00～16:30		11月1日(金)～ 8:00～18:00	11月1日(金)～ 8:30～17:30	
提出書類		①入園願または入園申込書 ②子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書(幼児1人に対して1枚) ③令和元年度市町村民税課税(非課税)証明書(平成31年1月2日以降の転入者)				

<保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育>

受付期間	令和元年11月 1日(金)～令和元年11月14日(木)【継続入所】 令和元年11月 1日(金)～令和元年11月29日(金)【新規入所】1次受付 令和2年 2月 3日(月)～令和2年 2月14日(金)【新規入所】2次受付 令和2年 2月25日(火)～令和2年 3月 6日(金)【新規入所】3次受付 ※申請書は下記受付場所で配布(10月下旬以降)。
受付場所	【継続入所】本庁こども課、各支所、各保育所(園)、認定こども園、地域型保育 【新規入所】本庁こども課、各支所
受付時間	市役所…午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日の窓口延長では受け付けできません) 保育園等…各園の開園時間内
提出書類	①【新規入所】子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書 【継続入所】子どものための教育・保育給付認定現況届(乳幼児1人に対して1枚) ②保育の必要性を確認できる証明書等(保護者それぞれ必要)※ ③家庭状況申立書兼調査票(1世帯につき1枚) ④令和元年度市町村民税課税(非課税)証明書(平成31年1月2日以降の転入者)

※保育の必要性を確認できる証明書等とは

- ・就労している方…就労(予定)証明書(勤務先での記入、証明印が必要です)
- ・妊娠・出産の方…親子(母子)健康手帳等のコピー
- ・疾病・障害のある方…医師の診断書 又は 障害者手帳のコピー
- ・同居親族の介護や看護をしている方
…看護(介護)されている方の医師の診断書または介護保険認定証のコピー
- ・災害復旧にあたっている方…り災証明書
- ・求職中の方…ハローワークの登録証のコピー等
- ・就学中の方…在学証明または学生証のコピー

注意事項	・提出書類様式は、受付場所に備えてあります(令和元年10月下旬以降)。継続入所の方は、現在入所中の保育所(園)・認定こども園・地域型保育の各施設から配布します。 ・今年度12月以降の入所を希望する方は、今回の次年度の申込みも行ってください。 ・就労(予定)証明書の内容について、勤務先に確認させていただくことがあります。 ・出産のための入所の場合、おおむね産前6週、産後8週の入所が可能です。 ・次の場合、令和2年4月からの入所はできません。 1 受付期間内に提出しなかった 2 提出書類の不足等不備がある 3 提出書類の内容に偽りがあった ・年度内の転園は基本的に認めませんので、事前に保育所(園)の見学等を行い、熟慮したうえでお申し込みください。 ・申込書提出後に記載事項や勤務先の変更等があった場合は、必ず届出をしてください。故意に怠ったり虚偽の申込みをしたりした場合は、不承諾や保育の解除になることがあります。 ・常陸大宮市外の保育所(園)、認定こども園に入所を希望する場合や、転出、転入の予定がある場合は、できるだけお早めにご相談ください。
------	---

<認可外保育所>

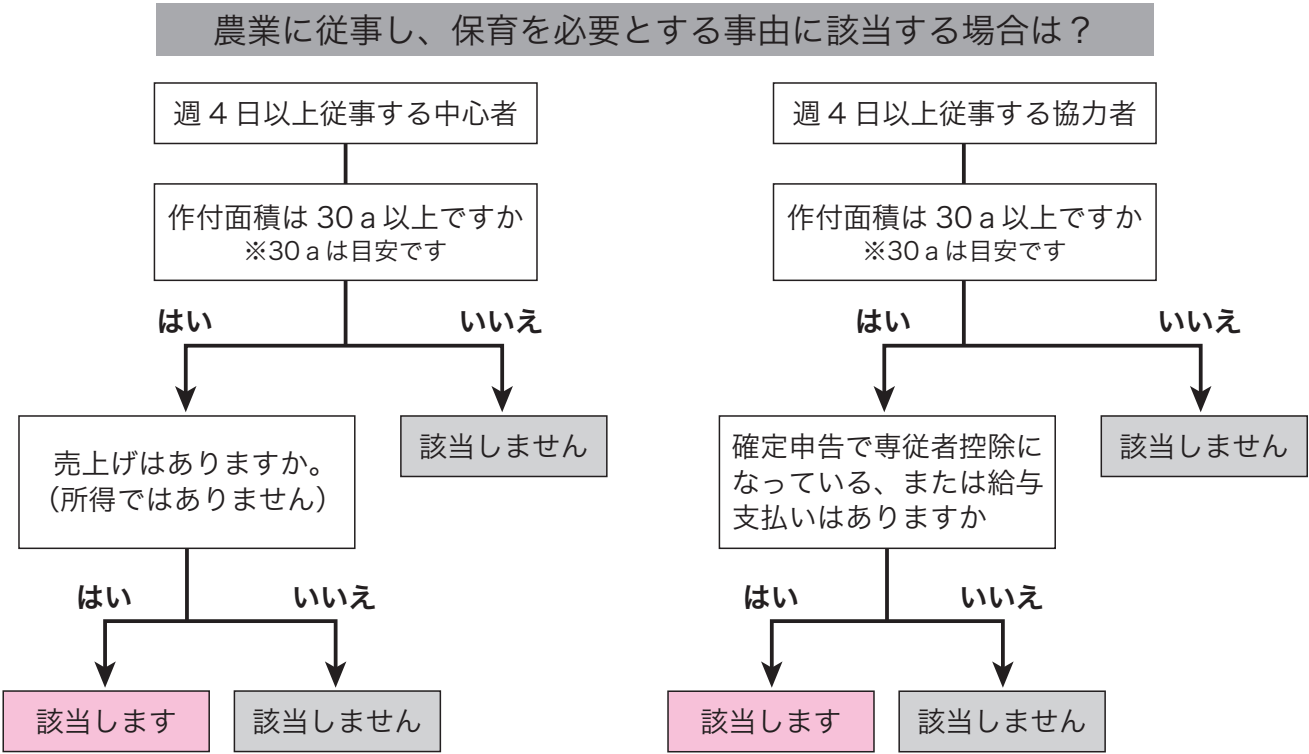
施設名	「共同子育てどんぐりくらぶ」☎53-1711	「聖愛チルドレン」☎52-0235
募集対象	1歳から就学前まで	1歳児から2歳児まで
募集人員	若干名 ※学童保育児童(小学6年生まで)も募集	若干名
受付期間	令和2年3月31日(火)までに施設へ申込み	
保育料	年齢別・コース別 ※詳しくは施設に確認してください。	

◆自営業・農業従事で就労証明書を提出する方へ

事業主・農業従事の方は、平成30年分の確定申告書の写しを提出してください。

昨年度農業で就労証明書を提出されている方は、平成30年分の確定申告で「専従者控除」に該当していない場合には、農業での就労は認めません。また新規就農者の方は、新規就農届のコピーを添付してください。

他に、内職で就労証明書を提出する方で収入がゼロの場合も就労とは認めません。



◆幼児教育・保育の無償化について

＜幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方＞

無償化のための手続きは不要です。

＜幼稚園や認定こども園(教育部分)の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育を利用する方＞

無償化の対象となるには、居住地の市町村で保育の必要性の認定を受ける必要があります。

提出書類様式は、こども課で配布していますので、記入して提出ください。

(○=対象、△=月額上限あり)

区分	新2号認定(3歳から5歳児)	新3号認定(0歳から2歳児)
	保育の必要性あり	保育の必要性がある住民税非課税世帯
保育所、認定こども園(保育部分)	○	○
幼稚園、認定こども園(教育部分)	○	— ※満3歳児のみ○
幼稚園の預かり保育	△ 月額11,300円まで	— ※満3歳児のみ△(月額16,300円まで)
認可外保育施設、病児保育 保育所の一時的預かり	△ 月額37,000円まで	△ 月額42,000円まで

申込・問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138・140

歳末たすけあい援護金申請のご案内

明るいお正月を迎えられるように歳末たすけあい運動でお寄せいただいた募金を、歳末たすけあい援護金として、生活に経済的な支援を要する世帯に対し配分を行います。援護金の配分を希望される方は、下記内容をご確認のうえ申請してください。

○配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅であって10月1日現在、次の(1)(2)(3)の条件いずれも満たしていることが必要です。

(1)常陸大宮市内に6か月以上居住する世帯

(2)生活困窮の状態にある世帯

(3)市民税が非課税世帯で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯

ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者

イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯

ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯

エ. 重度障害者のいる世帯

①身体障害者手帳1級又は2級 ②療育手帳A又はA ③精神障害者保健福祉手帳1級

オ. ひとり親家庭(子どもは18歳以下)

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院(6ヶ月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

○援護金の額と配分の方法

援護金の額は、今年度の歳末たすけあい募金の実績により決定します。

該当世帯には令和元年12月に民生委員が、手渡しでお届けいたします。

○提出書類

「歳末たすけあい援護金配分申請書」

(申請書は市社会福祉協議会本所・各支所にあります。また、9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています)

○申請受付期間、提出先

受付期間 令和元年10月1日(火)～令和元年10月31日(木)

提出先 お住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。

申請・問 【大宮地域】社会福祉協議会本所 ☎53-1125

【山方地域】社会福祉協議会山方支所 ☎57-6826 【美和地域】社会福祉協議会美和支所 ☎58-3311

【緒川地域】社会福祉協議会緒川支所 ☎56-2857 【御前山地域】社会福祉協議会御前山支所 ☎55-2733